

第13回富士山世界文化遺産協議会作業部会議事録

日時:平成 29 年 11 月 8 日(水)14:00～15:10

場所:富士河口湖町役場1階コンベンションホール

1. 開会

山梨県県民生活部 上野次長より挨拶

2. 報告事項

- ・ 今夏の富士山の状況について
特になし

3. 議事

(1)保全状況報告書について

保全状況報告書及び各種戦略の進捗状況について

来訪者管理戦略に基づく実施計画書について

平成 28 年度経過観察指標に係る年次報告書及びその他進捗事例について

保全状況報告書提出スケジュール(概要)

山 梨 県 保全状況報告書等について説明(資料1～4)

富士山五合目 登山者密度の定義、混雑の定義が緻密に計算されていて感心するが、これは基
国際観光協会 準や参考資料に基づき定めたものか、独自に検討を加えたものか伺いたい。

山 梨 県 こうした定義について世界に例がなく、手探りの状態で3年前から検討を重ねてき
た。ここまで緻密に調査をしている例はなく、ユネスコにも評価されうるものではないかといった意見を、学識経験者からいただいている。

(2)その他

静 岡 県 世界遺産センターについて紹介

裾 野 市 市内で開催するスポーツイベントについて紹介

富士山御殿場口 アメリカがユネスコを脱退した場合、登録遺産の取り扱いはどうなるのか。

山 内 組 合

山 梨 県 文化庁に確認する。

富士山五合目 資料に、静岡県の地元関係者会議で両県の開山日が違うことに関する意見が記
国際観光協会 載してある。これまでの経緯や気象条件など問題もあると思うが、両県で統一する
ことが望ましいと考える。

2点目は、マイカー規制期間が長いことである。道路の混雑対策であるマイカー規制の一番の弊害は、不公平が生じることである。夏の帰省者やその家族、高齢者や身体障害者、子どもには、バス利用は使い勝手が悪く、敬遠されてしまう。一方で、富士山を信仰する認識が少ない外国人が、結果として来訪者の7割を占めている。山梨県側では、世界文化遺産登録前の規制期間は、20日～30日程度だったが、登録以降、期間を延長してきた。登山者数は、登録後1～2年は増えたものの、その後は登録前の状態に戻っている。マイカー規制について、曜日や期間等の改善を御願いたい。

最後に、富士山保全協力金については、これまでの4年間、協力率が50%～60%台で定着している。山梨県は、富士山保全協力金の徴収率の目標を70%に設定しているが、任意徴収であることを踏まえ、4年間の実績を平均化し目標設定することを提案する。

山 梨 県 閉山日について、関係者の努力により昨年より閉山日を9月10日に統一することができ、成果が得られたと考えている。開山日について、現段階では、両県の事情により、統一することは困難であると考えている。

マイカー規制期間については、山梨県側では、地元の意向も踏まえて現在の規制期間となっている。この意見は、富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会の事務局に伝えることとしたい。

富士山保全協力金制度については、今後も継続していくので、ご意見を参考にさせていただきます。

4. 閉会

静岡県文化観光部文化局 櫻井局長より挨拶